

入札説明書

この入札説明書は、令和6年（2024年）2月19日付け北海道立江差病院告示第3号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道立江差病院長 伊藤 靖

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称 令和6年度白衣等洗濯の単価契約

イ 品目及び規格 別添「品目表」のとおり

(2) 契約の目的の仕様等

別添「業務処理要領」のとおり

(3) 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日

(4) 納入場所

北海道立江差病院

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうちクリーニングの資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 渡島総合振興局及び檜山振興局管内に本社又は支店、営業所を有する企業であること。

(5) 業務処理要領に基づく洗濯物の回収及び納品を確実に履行できる運搬体制が整っていること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和6年（2024年）2月19日（月）から令和6年（2024年）3月5日（火）まで（土・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 申請書類の提出先

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

北海道立江差病院総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

北海道立江差病院総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
北海道立江差病院 1階リハビリカンファレンス室
- (2) 入札日時 令和6年(2024年)3月13日(水)午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ
- (4) 開札日時 (2)に同じ

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。
- (2) 契約保証金
契約保証金は、免除する。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札のときにおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下、「財務規則」という。)第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額(単価)が、財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結は行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 北海道立江差病院総務課
- イ 所在地 北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地
- ウ 電話番号 (0139)52-0036(代表)

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

- (9) 入札の取りやめ
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。回数は2回までとする。不落となった場合は総価額が最低価格の者と交渉する。
- (10) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (11) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (12) その他
この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。